

# 答申

## 1 審査会の結論

長崎県議会議長（以下「実施機関」という。）が、「長崎県議会議員の政務調査費に関し、収支報告書の根拠になるその領収書等の5年分のすべて」について、不開示（公文書不存在）としたことは、妥当である。

## 2 異議申立てに至る経過

(1) 異議申立人は、平成18年12月12日付で、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「長崎県議会議員の政務調査費に関し、収支報告書の根拠になるその領収書等の5年分のすべて」の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

(2) 実施機関は、平成18年12月20日付で、開示請求のあった公文書については、長崎県政務調査費の交付に関する条例（平成13年長崎県条例第35号）に提出規定がなく、保管していないという理由により、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を通知した。

(3) 異議申立人は、平成19年1月4日付で、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

## 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取消し、全ての開示を求める。」というものであり、異議申立人の主張を異議申立書及び意見書により要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 一年間の全ての政務調査費に関する情報が掲載されている「収支報告書」のその根拠になる「証拠書類等」まで遡って閲覧することは、公金で以て支

出されている政務調査費の性格上、国民として当然であり、知る権利がある。

(2) 多くの自治体に於いて、この政務調査費に関し、これらを当初から収支報告書に添付し、提出を義務づけているところも存在する。

(3) 単に物理的に領収書が「議会」に存在しないという理由で以て、開示できないと主張されているが、「長崎県政務調査費の交付に関する規程」の第7条の規定によれば「証拠書類など・・・5年を経過する日まで保存しなければならない。」とされている以上、各議員はその責任に於いて5年分の領収書をすべて保存しているはずである。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び意見陳述により要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求に係る公文書は、長崎県議会議員の政務調査費に関し、収支報告書の根拠になるその領収書等の5年分のすべてである。

(2) 「収支報告書」及びその「証拠書類」について

長崎県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月30日長崎県条例第35号）第10条の規定により「会派の代表者及び議員は政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出しなければならない。」とされている。

しかし、政務調査費の支出に係る領収書等の証拠書類等（以下「証拠書類等」という。）については長崎県政務調査費の交付に関する規程第7条の規定により、「会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」とされている。

したがって、証拠書類等については議長に対する提出義務はなく、又、実

際に証拠書類等は提出されていない。

### (3) 異議申立ての趣旨、理由に対する意見について

異議申立人は、不開示決定（公文書不存在）を不当であると主張しているが、証拠書類等は前記（2）のとおり、議会において、当該公文書を保有していないので、不開示決定（公文書不存在）を行ったことは妥当である。

## 5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件開示請求について

本件開示請求は、長崎県議会議員の政務調査費の支出に係る領収書等の証拠書類等についてである。

### (2) 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、（1）について実施機関が公文書不開示決定（公文書不存在）を行ったことに対するものである。

### (3) 公文書不開示決定（公文書不存在）を行った妥当性について

長崎県情報公開条例第2条第2項において、公文書は「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされている。

一方、政務調査費に係る収入及び支出の報告書については、長崎県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項の規定により「議員は、・・・・・議長に提出しなければならない。」とされているが、本件開示請求の対象となっている証拠書類等については、長崎県政務調査費の交付に関する規程第7条により「議員は、・・・・・証拠書類等を整理保管し、これらの書類を・・・5年を経過する日まで保存しなければならない。」とされている。

そこで、「県議会議員が保存している証拠書類等」が長崎県情報公開条例第2条第2項に定める「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該

実施機関が保有している」公文書にあたるかどうかが問題となるため、「県議会議員」が本条例第2条第2項で規定する「実施機関の職員」にあたるかについて検討した。

「実施機関の職員」とは、「長崎県情報公開条例の解釈及び運用基準」で示すように「知事、行政委員会の委員、監査委員、公営企業管理者、警察本部長ほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員」であると考えられ、県議会議員はいずれにも該当せず、「実施機関の職員」ではないと判断する。

なお、国家公務員法第2条第4項、地方公務員法第4条第1項においても、一般職に属する者を「職員」としており、特別職である議員は「職員」から除外かれている。

したがって、「県議会議員が保存している証拠書類等」は長崎県情報公開条例第2条第2項に規定する「実施機関が保有する公文書」にはあたらない。

一方、長崎県政務調査費の交付に関する規程第7条によれば、県議会議員は、証拠書類等を保存しなければならない義務はあるが、実施機関への提出義務はない。しかし、任意に「証拠書類等」が提出されていれば、「実施機関が保有する公文書」に該当する場合もあるが、実施機関は、「実際に、議長に提出されたり、議会事務局に保管されている実態はない」と説明しており、これらの説明を疑わせるような事実も見あたらない。

したがって、実施機関である議会は、証拠書類等を保有していないと認められ、実施機関が公文書不存在を理由に不開示決定とした判断は、妥当である。

以上のことから、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成19年 1月12日	・実施機関から諮問書を受理
平成19年 1月29日	・実施機関から理由説明書を受理
平成19年 2月 7日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年 2月23日	・審査会（審査）
平成19年 3月13日	・審査会（審査）
平成19年 4月23日	・審査会（審査）
平成19年 5月24日	・答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職	備考
生野 正剛	長崎大学環境科学部教授	会長
井手 園子	司法書士	
梅本 國和	弁護士	会長職務代理者
才木 邦夫	長崎新聞社情報メディア本部長兼論説委員	
高橋 チヨノ	長崎県新生活運動協議会事務局長	